

第二十二回国会
衆議院

法務委員会
會議録 第四十号

昭和三十年七月二十五日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事 古島 義英君 理事 山本 衆吉君

理事 三田村武夫君 理事 古屋 貞雄君

理事 田中幾三郎君

推名 蔭君 林 博君

眞鍋 儀十君 横井 太郎君

生田 宏一君 小林 錦君

横川 重次君 猪俣 浩三君

吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣

花村 四郎君

出席政府委員

警察庁長官

石井 榮三君

警視長(警察)

中川 憲治君

検事(刑事局長)

井本 臺吉君

法務事務官(人権擁護局長)

戸田 正直君

委員外の出席者

参考人(警視庁防犯部長)

養老 絢雄君

専門員 小村 貞一君

専門員 村 教三君

七月二十日

委員重政誠之君、薄田美朝君、永山

忠則君、山本友一君、福田昌子君、

三鍋儀三君、田中幾三郎君、戸叶里

子君、松尾トミ子君及び吉田賢一君

辭任につき、その補欠として同高橋

眞一君、益谷秀次君、生田宏一君、

小澤佐重喜君、横銭重吉君、細迫兼

光君、木下哲君、淺沼稻次郎君、佐

第一類第三号

法務委員会會議録第四十号

竹晴記君及び平田ヒデ君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員横銭重吉君、木下哲君及び平田ヒデ君辭任につき、その補欠として

福田昌子君、田中幾三郎君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員古屋貞雄君辭任につき、その補欠として正木清君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員福田昌子君及び細田綱吉君辭任につき、その補欠として横銭重吉君及び中井徳次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員正木清君及び中井徳次郎君辭任につき、その補欠として古屋貞雄君及び細田綱吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事田中幾三郎君及び古屋貞雄君委員辭任につき、その補欠として田中幾三郎君及び古屋貞雄君が理事に当選した。

七月二十三日

幼児誘拐等処罰法案(中山福蔵君提出、参法第二六号(予))

同月二十二日

出所戦犯者に住宅あつせん等に関する請願(中原健次君紹介)(第四三七一号)

三本木市に青森地方裁判所支部設置の請願(三浦一雄君紹介)(第四三九五号)

刑事訴訟法の一部改正等に関する請願(中川俊思君紹介)(第四三九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

参考人招致に関する件

裁判所法の一部を改正する法律案(猪俣浩三君外十名提出、衆法第四五号)

接取不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井盛太郎外六名提出、衆法第五四号)

人権擁護に関する件

○世耕委員長 これより法務委員会を開会いたします。

本日の日程に入るに先立ち、理事の補欠選挙についてお諮りいたします。

すなわち、委員異動に伴い理事が二名欠員となっておりますので、古屋貞雄君、田中幾三郎君を理事に御指名いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○世耕委員長 御異議なければさうに決定いたします。

この際三田村委員より發言を求められております。これを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 本委員会の議事を進めますに当りまして、この際一言委員長に申し上げておきたいと思ひます。

問題は去る十九日、亮春等処罰法案採決の際における神近委員の發言に關連してでありまして、この發言は翌日の新聞にも伝えられ、世間にいろいろな疑惑をまいておるようであります。当委員会といたしましても世上注目点になりまして法案審議の過程において、とかくの疑惑をもつて見られることはまことに心外千万でありますし、神近委員せっかくの御發言でありまして、この際敢断に一つこの問題についての御処置を委員長にお願いしたいのであります。神近委員はこの發言の中でこう言っておられます。『今日の委員会のあの廊下では、業者の方々が、あの男には二十万だったか、あの男には三十万だったかというふうなうわさをしている、それにしちややり方が手ぬるいというふうなこともささやいていたということが私どもには報告されたのです。そういうことを考えますと、今いろいろ入りかわり立ちかわりお述べになったところの、この法案反対の御意見というものは、そういうふうな意図から行われたのであつて、そうしてこれは納得できない政治的陰謀によつてつぶされるということを私どもは感じます。』

『こういう神近委員の御發言であります。これに對して委員長から御注意がありました。その注意に對して、神近委員は、さらに私は「事実のところを申し上げたのでございませう。』

『こう言っておられます。つまりあの採決の際に、法案反対の立場から意見を述べられた当委員会の委員諸君の御意見は、神近委員の御意見

によりまして、反対のための政治的陰謀によるがごとき御見解になつておるのであります。これは実に重要な發言でありまして、われわれ少くともあの法案に對し眞剣に熱心に審議を續けて参りました立場からいたしますと、どうしてもこのまま看過できないのでございませう。私はえりを正して神近委員の發言を聞いたものであります。同時に委員会の廊下で、どのような形で、どのような人々によつてささやかれたうわさであるか知りませんが、その言葉に對して私は押えがたい屈辱と怒りを感じたのであります。これはひとりわが法務委員会だけの問題ではなく、少くとも國政最高の權威たる国会に對する最大の疑惑であります。少くともこういう疑惑の中に包まれて、われわれは敢断な意味における法案の審議に當るといふことはたえがたいことだと思ひます。どうか一つ委員長、この際神近委員のこの御發言をさらに再確認願ひまして、このよつてきたる神近委員發言の具體的事実の疎明を委員長長の責任においてお願いしたいことが一つと、いまだ一点は、委員長から、この事実を基礎にいたしまして、法務当局にすみやかに敢断なる捜査権、檢察権の發動を御要求願ひたいのであります。それが敢断に当委員会の審議を進める最も重要な前提条件であることをこの際申し上げて、委員長の善処を要望するものであります。

○世耕委員長 三田村君の御趣旨は了承いたしました。本日はその發言をな

第一類第三号

法務委員会會議録第四十号

さつた神近市子君が残念ながら出席しておりません。後刻事務當局を通じて即刻登院をされて、今三田村君から言われた言葉に対してもう一度発言を求めることが例だと思いますから、さような処置をいたしたいと思ひます。もし本日おいで願わなければ、明日特に出席を求めて、その真意を確かめて、その上で檢察當局の手續をとるといふことでもおそくはない、かように考えております。さよう処置をいたしたい。本件は世論の渦中にあつた法案を取り扱つただけに、単に法務委員会の問題ではなしに、国会の權威の上からもむしろ明確にしておく方がいい、かように考えておりますから、さういふ処置をとりたいと存じます。

○三田村委員 ただいまの委員長の御処置、御方針は了承いたします。しかしながら委員長の御処置についてなお納得のいかない場合は、この問題についてさらに発言の機会を留保いたして今日のところは承いたします。

○世耕委員長　了承いたしました。なお委員長に直接関係のあることなのですが、この機会に御発表申し上げておきますが、読売新聞の記事にこういうことを書いておるのであります。過般委員諸君と一緒に赤線地区を委員長が視察いたしましたときに、「この視察のあと、委員長には変な言動があらわれはじめました。吉原で何か陳情をうけてきたことは、私にはすぐ感じとられました。国会内では、いろいろなうさがとびはじめました。」云々ということと、「七月七日の参考人の召喚には、辻政信氏あたりの猛反対があったのに、委員長は専門員室にいる娘さんの父親の吉原のボスで、全国特殊カフ

エー組合理事長を召喚者の一人に加えてよび出しました。」云々ということと、「築地の料亭で代議士が十四人業者側と協議をした」云々という記事が出ておるのであります。その中で「辻政信氏あたりの猛反対があつた」にもかかわらず云々ということとは、私の一向に了承しない事実であります。御承知の通り参考人の人選は、理事会に一応お諮り申し上げて、その名前を明示して御賛成を得て、適当な処置を私がつつたのであります。特に辻政信氏が見られて反対の意思表示をしたという

ことは、私に関する限り了承いたしました
おりません。これは何かの間違いだと
はっきり申し上げておきます。それか
ら吉原を視察したときの状況は、従来

は業者に連絡をして視察をするというその慣例を私は特に破りまして、何らの連絡もなしに突然視察する方がかえって現状がわかりやすいのではないかという委員諸公の意向もありましたし、私もさように考えたので、いわば

突然現場に視察に出かけたという実情であります。これも神近君、何かの勘違いをされておるのではないか。ことに視察してから私の言動や態度が急に変わったごとく新聞にお書きになっていることは、少し筆が走り過ぎたのではないかというふうに考えております。なおこれは単なる新聞記者諸君が書いたのでなしに、その記事の紹介の最後に、「提案者の一人神近市子さんに聞い一段落の感想を書いていただきました。」というているのだから、神近さんの原稿がこの記事に現われたということになると、これは新聞記者の責任ということにはならないということにもなるのであります。暑気の折柄、勘が

高ぶったり、あるいは御婦人には生理的關係でいろいろなこともありがちのことだと私は思いますから、あえて気にはかけませんけれども、少し行き過ぎた点がありますから、今三田村君からおっしゃったこともあわせて、この際嚴重な調査を進めたい、かように考えております。

それでは委員諸君にお諮りします
が、この記事の中に村専門員のことが出ておりますから、一身上の弁明をいたしたいという希望であります。お許してよろしゅうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○世耕委員長 では村君、どうぞ。

○村専門員 ただいま委員長がお読みになりました読売新聞の中には、林專

門員というような名前になって私のことが出ております。委員長さえも御釈明の機会があったのでありますから、まして専門員の私にもその機会をお許ししていただくことをお願いする次第であります。なるほど当日突然奇襲的

に不意に赤線地域、青線地域を視察しよう、こういう委員長の御意向でありました。理事を中心にして行こう、こういうお話でありまして、従って理事でなかった神近さんにはお知らせしなかった。しないというのは、これは委員長長の指示であったと私は確信しております。なるほど何かどぎまぎしたということは確かでありまして、委員長がそういう御意向でおられたのでありますから、私としましてはそれ以上を語ることを得ず「ボソボソ」しておったことはその通りであります。次に部屋の一部に売春業者の娘さんが入っておったということにつきましては、何か私にも因縁があるように――そのと

きまで私を信じておつて、それ以後はあまり信じなくなつた、委員長についておっしゃつたその後の言動がおかしいというのと同じような意味におきまして、私にも疑いを持つておられるようであります。私から申しますと、もつてのほかでございまして、私は鈴木何がしという女の人が私の部屋に入ってきたことについては、全然タッチしておりません。それはしかるべき機会にお調べ願へばいいのであります。私は二年間くらいは何も事情を知らずに過ごしてきたような次第であり

ます。事情がわかってからは、できるだけ部屋のいろいろな事務的な秘密が漏れないように工夫をいたしました。その点多年清藤潔白でやってきたつも

りでありまして、どうか委員諸君も御了承願いたいと思います。

○世耕委員長　なお鈴木何がしの事務員は、実は単なるお茶くみ程度、電話の取次程度の女性であります。だがしにかし責任を感じて、辞表を私の手元へ

提出いたしております。いずれしかるべき処置をとりたいと考えておりますから、御了承願つておきます。

○世耕委員長　それでは次に裁判所法の一部を改正する法律案を議題とし、提案者よりその趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律
裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項として次のように加える。

の外の、別に法律で定めるところにより、一切の法律、命令、規則又は処分について、それらが憲法に適合するかしないかを裁判により決定する権限を有する。

第七条中「(裁判権)」を「(争訟に係る裁判権)」に改め、「最高裁判所は、」の下に「法律上の争訟につき、」を加える。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

○猪俣委員　裁判所法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。これはお手元に印刷物を差し上げ

ておりますから、ごらんいただいたか
と思います。

裁判所法の一部を改正する法律
案提案理由書

違憲の法令、処分を阻止し、憲法
解釈を統一するため、最高裁判所に

よる「違憲法令、処分自体の審査制度」を確立することは、憲法の精神を護持し憲法政治を推進する上に、きわめて重大な意義を持つものと信ずる。

ところで憲法第九十八条には、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」との定めがあり、第八十一条には、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」との定めがあるにもかかわらず、最高裁判所の判

決によれば、いかに歴然たる違憲法令、違憲処分がなされようとも、具体的争訟事件とならない限り、これを除去し、これを無効ならしめる道はないとされている。ここにおいて、現実政治の面にあつては、大多數の憲法学者が違憲なりと断定する事態が発生し、次第に既成事実化してゆく傾向を生じている。もし、法令、処分、違憲審査制度を確立することなく、この事態をそのままに放任するときは、やがて、憲法そのもののさへ破壊せられるに至るであらうことが憂慮される。

されば、現行裁判所法を改正し、具体的争訟事件を前提としなくとも、最高裁判所が、直接、法令、処分自体の違憲性を審査し得るよう、すなわち、最高裁判所が憲法裁判所の機能をも持つよう、明確にする必要がある。

この機能を果たすため、本改正案は、現行裁判所法第三条に新しく第二項を加え、最高裁判所には新たに法令、処分自体の違憲審査権も与えられることも明らかにし、同時に、第七条に規定する最高裁判所の裁判権は具体的争訟事件に関する裁判権であることを明かにしようとするものである。

これ、本法律案提出の理由である。

以上であります。すみやかに御審議のほどお願い申し上げる次第であります。

○世耕委員長 次に接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題とし、

提案者より提案理由の説明を聴取いたします。古屋貞雄君。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案

時処理法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、旧連合国占領軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に關し、その接収の解除後における借地借家関係を調整するための措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「接収」とは、旧連合国占領軍の用に供するためにしたに次掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。

一 旧土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)により、国が土地又は建物を使用した行為

二 国が土地又は建物とその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から賃借した行為

三 旧連合国占領軍が土地又は建物とその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

2 この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物とその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者に返還することをいう。

3 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。(接収地の借地権者の土地優先賃借権)

第三条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く)の存しない場合においては、その土地の所有者に対し、この法律施行の日(この法律施行後接収の解除があつたときは、接収の解除の公告の日。以下同じ)から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることに於て、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することが出来る。ただし、その土地を賃借することが出来る。ただし、その土地を賃借することが出来る。ただし、その土地を賃借することが出来る。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失(接収の際における除却を含む。以下同じ)したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することが出来ない者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く)の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることに於て、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することが出来る。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるものでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することが出来ない。

5 第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法(大正十年法律第四十九号)

第二条(借地権の存続期間)の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽腐したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

7 当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることが出来る。ただし、存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することが出来る。

(接収地の借地権者の借地権優先譲受権)

第四条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く)の存する場合においては、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることに於て、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合に、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合）には、その借地権の設定を受けた者（者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3 前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律の施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日）」と読み替へるものとする。（借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾）

第五條 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない（土地使用を始めない場合の解除）

第六條 第三條の規定により賃借権の設定を受け、又は第四條の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後（その賃借権の設定又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な事由がなく、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三條の規定により賃借権の設定を受け、又は第四條の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

（賃貸人及び譲渡人の先取特権）

第七條 第三條の規定による賃借権の設定又は第四條の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、賃貸の全額又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

若しくは借賃の支払時期の定めがあるときはその旨、又はもし併済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権、民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

（接収地の借地権の対抗力）

第八條 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者が接収中に滅失したため、その借地権をもつて第三者に対抗することができない者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求）

第九條 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者の当該借地権の存続期間が、この法律施行の日において二年未満のときは、これをこの法律施行の日から二年とする。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者

で、その土地にある当該借地権者の所有に属する建物が接収中に滅失した者については、その者がこの法律施行の日以後二年以内に建物を築造した場合においては、借地法第四條（更新の請求）の規定を準用し、同法第七條（建物の滅失の場合の法定更新）の規定は、適用がないものとする。

（接収地借地権の催告による消滅）

第十條 土地所有者は、この法律施行の日から六箇月以内に、第八條に規定する借地権者（接収の後更に借地権を設定している者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るように、催告することができる。もし、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は、消滅する。ただし、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り消滅する。

2 前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これを行うことができる。

3 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行う。

4 公示に関する手続は、接収され

た土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5 第二項の場合には、民法第九十七條ノ二（公示による意思表示）第三項及び第五項の規定を準用する。

第十一條 借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前条の規定を準用する。

（接収地が疎開建物の敷地である場合の土地優先賃借権及び借地権優先譲受権）

第十二條 第三條（第二項を除く。）、第四條（第二項を除く。）及び第五條から第七條までの規定は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第九條の疎開建物の敷地の借地権者であつて、昭和二十三年九月十四日現在において当該疎開建物の敷地が接収中であつた者に準用する。ただし、同日までに同法第九條において準用する同法第二條の規定による賃借の申出又は同法第九條において準用する同法第三條の規定による借地権の譲渡の申出をした者については、この限りでない。

（接収建物の賃借権者の建物優先賃借権）

第十三條 建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有を失したため、その賃借権をもつてこの法律施行の日までにその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その建物の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に賃借の申出をすることによ

つて、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。ただし、その建物を権原により使用する者があるときは、その申出をすることができない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその建物の引渡がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない。

(接収建物の賃借権の対抗力)

第十四条 建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有を失したため、その賃借権をもつて、第三者に対抗することができない者は、その建物の賃借権の登記及びその建物の引渡がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない。

(接収建物の賃借権の催告による消滅)

第十五条 第十条の規定は、建物所有者に準用する。この場合において、「第八条に規定する借地権者」とあるのは「第十四条に規定する建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、建物の賃借権者が更に賃借権を設定している場合に

に、その賃借権を設定している者に準用する。

(賃借権の設定による損失の補償)

第十六条 第三条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定により賃借権の設定を受けた者、又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による譲渡を受けた者は、権原によりその土地を使用していた者及びその他の者に対し、工作物の移転料その他当該賃借権の設定又は当該借地権の譲渡によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(接収借地借家関係の裁判)

第十七条 第三条(第十二条において準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第十三条に規定する借家条件又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)に規定する対価について、当事者間に協議がととのわなるときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第十八条 第三条(第十二条において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の規定による賃借の申出又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議がととのわなるときは、裁判所

は、申立により、土地又は建物の状況、土地若しくは建物の賃借権者又は譲受人の職業その他一切の事情を参しやくして、その割当をすることができない。

2 裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な給付を命ずることができない。

(裁判の管轄及び手続)

第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により、これをする。

(鑑定委員会)

第二十条 第十七条に規定する鑑定委員会については、罹災都市借地借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで(鑑定委員会)の規定を準用する。

(民事調停法の準用)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十條(受訴裁判所の調停)の規定を準用する。この場合において、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)

第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができない。その期間は、二週間とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(裁判の効力)

第二十三条 第十七条又は第十八条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(公告)

第二十四条 調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもつてその旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、これを掲載した官報の発行の日の翌日にしたものとみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借賃につき先取特権に関する登記を受ける場合において、賃貸借の存続期間における借賃の全額から、すでに弁済期の来た借賃の額を控除した金額をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

○古屋委員 だいたい議題となりまして接収不動産に関する借地借家臨時処理法案について提案理由の御説明を申し上げます。

終戦直後旧連合軍占領軍の進駐を見るや、占領軍は直ちに不動産の接収を開始したのであります。この不動産接収は戦後の非常処置であつたにもかかわらず、日本国政府は土地工作物使用令のほかは特別の法律を設けませんでした。これがため民法における賃貸借の規定や、借地借家法等では、接収

解除後の不動産に関する権利者間の紛争は処理し得られないのであります。すでに平和条約発効後駐留軍に対する不動産の提供につきましては、行政協定に基く土地使用等の法律による不動産の提供が根拠法となつておるわけでありました。

従いまして戦災地との対比からも接収地に対する権利の調整のため、何らかの臨時特例法による解決が必要であるというのが内容から見た本案の提案理由であります。

考えまするに占領軍の接収の跡始末は、政府みずからなすべきものであります。しかるに特別調達庁、法務省、大蔵省、東京都庁等の間に議が合わず、特別調達庁の立案いたしました連合軍使用不動産に存した賃借権等保護法案も、次官会議におきまして成案を得なかつた由を聞きまして、接収不動産関係者の損害を見るに忍びず、やむを得ず衆議院法務委員会において立案に着手するに至つたものであります。爾来本法案は第十三国会、第十四国会、第十五国会を経て第十八国会まで継続審議となり、第十九回国会においては衆議院を全会一致で通過しましたが、その後の解散により参議院にて廃案となつたのであります。接収不動産の問題の解決方法としては、国家補償、賃貸借期間の進行停止等が考えられますが、いずれも政府、裁判所等により早急に実現される可能性が少いのであります。解決方法としましては、戦後最も国民に親しまれて行つる権災地に関する法律に準じて行つる方法であります。よつて接収不動産の処理を原則的に罹災都市借地借家臨時処理法の規定により解決する方法をとること

にいたしました。しかしながら接収地域と罹災地域とは戦争の原因とする被害では同様ではありませんが、終戦直後の住宅事情と、接収解除後の建物事情とは相当の差異がありますので、罹災都市借地借家臨時処理法の若干な規定を接収地域に準用するにとどめました。

次にこの法案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、接収当時借地をしていただいたものは、解除後敷地の優先借受けができる。接収当時借家としていたものは、原則として解除後建物の優先借受けができないことになっております。

第二に接収当時の土地や建物の所有者は、解除後自己使用する場合や、すでに権原により自己または第三者が使用している場合には、接収当時の借借人の優先借受けを拒否することができなくなっております。

第三に、その他の規定の多くは、借地において互いの利害の相反する借借人と所有者との権利を調整した規定であります。すなわち、賃借人の承諾の擬制や、優先借受権の存続期間や、土地使用の義務や催告による賃借権の消滅などは、いずれもその両者調節の規定であります。

第四に、接収とは何ぞやの問題がありますのでその定義を掲げ、かつ、この法律の目的を条文の冒頭に掲げました。

第五に、強制疎開地にして後に接収せられた地域についてこの法律を適用し、借地の賃借人に救済の手を延ばしております。

最後に本法案施行には予算を必要とします。

以上提案理由の御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○世耕委員長 次に人権擁護に関する件を議題とし、調査を進めます。

なお本件について、警視庁養老防犯部長を参考人とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○世耕委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

それでは質疑は通告に従って許可いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 警視庁からどなたがお見えになっておりますか。

○世耕委員長 猪俣君にお答えいたします。防犯部長のほか、中川刑事部長、石井警察局長官、そのほか花村法務大臣、井本刑事局長、戸田人権擁護局長も出席しておられますから御了承願います。

○猪俣委員 わかりました。

それでは警視庁の養老防犯部長にお願いいたします。問題は、先般当法務委員会で私が質問いたしました日本女子大学教授東佐賀子氏に關しますこととあります。東佐賀子氏は日本女子大学の料理の教授を数十年やっておった人でありますが、ある日突然暴漢三名に自動車に連れ込まれ運ばれた先が脳病院だった。そこに二カ月足らず監禁されておられ、そうして監禁せられておる間に日本女子大学内の一室にいろいろの研究の原稿材料があったのをすっかりどこかになくされてしまつて、部屋明け渡しを断行せられておる、このような事案に対して私は質問いたしましたのであります。一体とにもかくにも女子大学の教授、しかもこれは文部

省の派遣留学生としてフランスに長く留学してこられたわが国の料理法の大家であります。その人を突然精神錯乱者なりとして脳病院にぶち込むというがごときとは、実にこれ以上人権じゅうりんはないと考える。聞くところによれば、日本女子大学におきましては、学長の派としからざる派とあつて、いろいろ争つておるということであり、その争いの一つの波紋が東教授に及んだかと存じます。かようなことに対しては、警視庁におかれては十分捜査せられたと思うのでありますが、その捜査の内容についてお聞かせ願いたいと思ふのであります。

○養老参考人 日本女子大学の東佐賀子さんの件につきましては、先般本委員会におきまして御指摘のあったことを警察庁から聞いたのであります。それから一部の婦人雑誌あるいは週刊紙等にこうした手記並びに事実につきまして報道されたのでございまして、この点についてきわめて異例な事実ではないかというところにつきまして、さつそくに警視庁におきまして捜査に入つたわけであり、ただ関係者全部にわたつて、一々調査する方とところまで参つておらないのでございまして、現在まで調査しないし捜査いたした結果からいいますと、この東佐賀子さんは一種の精神障害があるのではないかと、いふふうな疑いから、入院をさせられたというふうなことになるのであります。従いましてこれは精神衛生法の規定によりまして、そうした入院等の手続がとられておるののでございまして、何分にもそうした病氣、特に精神病のことでございまして、単純にわれわれ捜査官の事実の認

定のみでは簡単にこれを容疑等を立てることもできないのでございまして、何分にも精神衛生法の規定そのものの解釈の問題、特に東さん御本人の精神上の障害があるかないか、精神的な病氣があるかないかという医学上の診断の問題が出て参るわけであり、従いましてもし当人が精神的に何ら異常がないということになりますれば、御指摘のあったような事実につきましては、われわれとしても十分これを放置し得ない問題があると思うのでござい

ますけれども、何分そうした診断の結果等につきましては、確定ある判定を得ておらないのでございまして、現在専門と思われまます医師につきまして鑑定をお願いいたしておりますけれども、最終的な結果を得ておりません。それから精神衛生法に關します患者といひますか、病人を入院をさせます際の手続等につきましても、實際行われたと思われまますようなやり方が、果して何らの違法性といひますか、不適当さがないかどうかということにつきましても、主務官庁たる当局に照会いたしております。これにつきましても最終的な解釈をまだ得ておりません。従いましてその後時日は相当いつておりますけれども、われわれといたしまして、これを犯罪の容疑ありというところまで断定する段階に至つておらないのでございまして。

○猪俣委員 はなはだ僕は不満であります。私がこの質問をしてから相当の時日が経過している、こんな重大問題に対して何という態度であるか。その精神衛生法の何条であるか、呼んで下さい。

○養老参考人 東さんは当初実弟である方の……。

○猪俣委員 その精神衛生法の何条であるか条文を読んで下さい。

○養老参考人 第三十三条「精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくともその者を入院させることができる。」もう一つ二十九条「都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つ又他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、本人及び関係者の同意がなくとも、その者を國若しくは都道府県の設置した精神病院（精神病院以外の病院に設けられてゐる精神病室を含む。以下同じ。）又は指定病院に入院させることができる。」それだけであります。

○猪俣委員 そういふふうに精神衛生法第二十九条に明らかになつてゐる。その条件を踏んだかどうかということはずぐにわかる。院長が診察して、これは入院をさせなければならぬと判定した際の話である。本件においては東女史は一ぺんも診察も受けずに突如として自動車に乗つけられて運ばれた。それをあなたが今までかかつて調べられないといふのはどういふわけだ。その精神衛生法第二十九条に當てはまつた行動はしておられない。しかしその近親者として同意した弟は、今警視庁だかどこかあれ知らないが官庁のやり方に対して非常に憤慨してゐる。だま

したのだそうだ。二十年も本人に会って知らないその弟を呼び出して、全然本人が知らないうちに同意書が何か取ってしまつて大へん欺瞞したそうです。今弟が非常に憤慨して上申書を出している。さういふことをやつて入院させておる。精神異常者であるかないかは私にはわかりません。おそらく東女史は天才的な人物で、こういう著書がたくさん出している。この「世界人はいかに食べつあるか」の著書は有名なものです。これは昨年の十二月に出しております。ところが本人が精神異常者とされたのはことの初めだ。こういうりつぱな本をたくさん出して――

本日東女史に教えを受けた女子大の生徒がたくさん来て、実に驚き入った話である――私は東女史を退席せしめて、何かに不思議と思はれる節はありませんでしたかと思つても、ちつともない、非常に教授に熱心だ、それこそ神様につかれたかと思つて、熱心な態度だった。天才と狂者というものは紙一重である。世の中に活動している者の中には精神病の専門家が見たらそれぞれ何かの病氣を持っているかもしれない。われわれ政治家なども相当みんな何かの病氣を持っておる。私など確かに何か病氣を持っておる。しかし問題はそれじゃない。精神科医が見て何々病という名をつけたことじゃないのだ。それが入院させて監禁して、二月も入院させなければならぬ症状であつたかどうかということが問題なんだ。それにはよく審査して、診察した結果でなければならぬ。一ぺんも本人を見もせずして、いきなり暴漢によつて脳病院へ運び込むというやり方がどこに書いてあるか。それをあなた方が

調査しないでいる道理はないはずだ。今日まで一カ月も調査しないで何を一体調査したのか、そこが問題です。精神病であるかないかの問題じゃないのだ。一体収容して治療しなければならぬ程度のものであるかどうか。しかもこの精神衛生法の二十九条に従つた順序を正當に行なつたかどうか。一ぺんも診察せず、いきなりさらつて行くようなことをやつてぶち込んでしまつた。二十年も会わなかつた弟を呼び出して、それをおどかしたりしましたりして、そうして同意書に印を押さしておる。今弟がみんな暴露しておる。さういふことをさして入院させておる。そんなことはあなた方が調べたらすぐわかるはずなんだ。それを今日までそんな答弁をしておる。そんな答弁をやつておるのじゃ、これ以上あなたに聞く必要はないから石井警察局長官にお尋ねします。あなたはこれを調べられたかどうか。

○養老参考人 非常に捜査に時間を取つたという御批判でございますけれども、ただいま御指摘の点はわれわれも最も最近に調査をする必要を感じまざいまして、病院の方で全然事前の診断なしに本人を直ちに引き連れて行つたというふうに申されたのでございまして、現在までわれわれが調査いたしました限りにおきましては、病院の方では何分にも本人にこうした場合に直接に診断ということをしていたしました。精神上の病気の点でもございまして、ないしは本人の承諾が、そうでなくともいろいろ心配されているのじゃないかと思ひます。従ひまして病院の關係者をそれとなく差し向けまして、この東先生の方に対しまして、たとえば病院の食堂を増設するについて、その青写真について意見を伺つてはしなうという方法でいろいろ会つてみたり、ないしはその行動を聞きまじたり、ないしは研究室についての東さんのいろいろな飾りつけ等の様子を見たり、そうした方法はとっているようでありまして。そうした結果に基いておそれる精神上の病氣があるというふうな心配を持った、そういう診断をしたというふうな考へておるわけでありまして、全然何らの診断、判定も下さずして突如として拉致した、おそらく本人にはさういふ感じはしたと思つておるんですが、まあ第三者といひますか、客観的にいろいろ総合しますれば、さういふ措置はとつていないというふうなわれわれの方では考へておるのであります。

○猪俣委員 事前に調査に行つたという人は女の人に違ひない。これはどういふ人物ですか。医者でも何でもありません。

○養老参考人 事前に行つたといひますのは、病院の榮養關係をいたしております職員でございます。榮養士であります。これが学校の先生の紹介を得まして東先生に面会を求めてこれに會つていふようであります。従ひましてわれわれといひましたもこういふ方法による調査といひますか、事前の調査が果して精神衛生法による診断になるかどうか、それについて主務官庁の意見を聞いておるわけでありまして。

○猪俣委員 從業婦だ。よく知つてゐる。東もよく知つておられます。難役婦みたいなものだ。それを出していつて、そうしてそれが事前診察と病院は言つてゐるのだ。それに警視庁は同調しておる。だから警視庁の態度というものはおかしいのだ。こんな明々白々なことを何を一体やつてゐるのか。大体この武蔵野病院の院長というのは日本女子大学のPTAの会長であることはあなたは知つておるのか、知らぬのか。

○養老参考人 この武蔵野病院は日本女子大学のPTAの会長が経営いたしておるという事実を知つております。

○猪俣委員 そうするとこれは日本女子大内の派閥をもつと調査しないとして、診察しなさい。それはあとで法務大臣その他にもお聞きいたしますけれども、重大な問題なんだ。脳病院の院長と結託せられたらわれわれはあすはどうなるかわからないのですよ。猪俣三ちやうと変だ、さうしてこれを連れていかれて、六十日間泣けど叫べど監禁せられちゃう。一体さういふばかなこと、これ以上の人権じゅうりんはないと思ふのだ。これこそ捜査当局は血道を上げて私は捜査しなければならぬ問題だと思ふ。しかるに何ぞや、何だかわけのわからぬことをやつておる。もちろん日本女子大学の今の理事者は政治的な活動がなかなか巧妙ださうで、相当運動しておつて、ごまかそうといひたしておるらしいが、私は警視庁がそんなことでごまかされないので、徹底的にもつと調査してもらわなければならぬ。榮養士なんというものをやつて、さうしてそれが診察したなんといふことになつたら大へんなことである。絵かきでも、音楽家でも、みんなそれをやつて、様子をちよつと見て、いや目がつり上つておつた、それは大へんだ、さうして院長は入院

用いたしましたならば、大へんな問題に相なると思います。この問題は、私は相手が日本女子大学の教授として三十年も教べんをとって行った、文部省の留学生にまでなつて行った相当身分のある人、しかもこういううりっぱな、優秀な本を著述している人でありまして、その人をいきなり精神錯乱者なりとしてぶち込んでしまふ、さういふことが許されるというならこれは大へんな問題であります。被害者も本日傍聴に来ておりますので、あなた方は会つてみればすぐわかるのではないかと、これが入院させなければならぬような病人であるかどうか、そんなことは精神病の医者でなくとも常識でわかる。先ほど申しましたように、専門的に見たら何らかの病名があるかもしれませんが、しかし入院させ、監禁しなければならぬような病氣であるかどうか問題だ。しかるに何らの医者の派遣もなく、突如としてこれを入檻せしめる、かようなことに対してはもつと警視庁が義憤を感じて、人権擁護の立場から猛烈に調査しなければならぬと思います。はなはだこれは遺憾であります。遺憾であります。次に人権擁護局長にその後の調査の結果をお尋ねいたします。

す。本件は重大な問題だと思ひますから続行いたします。

なお本日は本会議が開会されましたから、簡単に当局の御答弁を得て散会したいと思ひます。御了承願ひます。

○戸田政府委員 本年の六月七日のサンデー毎日の記事によりまして情報を入手いたしました。同時に同月の九日に猪俣委員から婦人公論の記事によつて調査の要求がありまして、自來人権擁護局といたしましては慎重を期しまして、さうさう調査に着手いたしましたのであります。ただいまなお調査中でございますので、事実に対する最後の結論はまだ申し上げる段階に至っておりません。ただいままでに調査いたしました者を簡単に申し上げておきます。被害者本人の東佐蒼子、同人の秘書の大沢みどり、日本女子大の専任講師松島正儀、都の衛生局の衛生課長の広瀬克己、それから被害者東佐蒼子の弟の東諭、それから東佐蒼子の退院に努力いたしました白田金太郎、それから精神医学研究所の医師の松井紀和、それから武蔵野病院の榮養士の小野房子、日本女子大の生徒である佐藤榮子、田村百合子、柏木ちか子、日本女子大の事務局長の中原賢次、日本女子大教授の亘理ナミ、同じく小林文子、それから東邦医大医師の新井尚賢、大体その程度を調査いたしました。あと残つておりますのが、大学側の学長等の首脳部の方と、日本女子大のPTAの会長、その他医師等についてさらに調査をいたしたいと考えております。

○猪俣委員 法務大臣に一言だけ。本件は人権擁護の問題から相当重大問題だと思ひます。それでやみからやみに葬られてゐる事件が相当あると思ひます。

ます。何しろ相手が医者なもんだから信用してゐるのですが、相当職権を乱用してゐるきらいがある。だから東事件は相当慎重にお取調べ願ひたいと思ひます。法務大臣から人権擁護の趣旨に従つて徹底的にこれを御調査するといふ強き意思表示をいただきたいと思ひます。

○花村國務大臣 猪俣委員の御趣旨に基いて調査をいたしたいと思ひます。

○世耕委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時五十六分散会

○世耕委員長 猪俣君にお諮りいたします。本会議が開会されましたので、一応簡単に人権擁護局長並びに石井警察庁長官から御説明を受けた上で本日はこの程度で散会いたしたいと思ひますが、いかがですか。

○猪俣委員 私も簡単にしますから、結末をつけて下さい。

○世耕委員長 あらためて申し上げます

昭和三十年七月二十七日印刷

昭和三十年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局